

ID: 406

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	社会福祉法人等の使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	名寄市営住宅管理条例 第48条		
例規番号	平成18年条例第189号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市公営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 市公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。 (3) 市公営住宅建替事業の施行に伴い市公営住宅を除却するとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日